

別表第1(第2条関係)

ぐんま介護・福祉人材育成制度対象事業所一覧

1. 介護保険法

介護給付サービス	予防給付サービス
訪問介護	介護予防訪問入浴介護
訪問入浴介護	介護予防訪問看護
訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
通所介護	介護予防短期入所生活介護
通所リハビリテーション	介護予防短期入所療養介護
短期入所生活介護	介護予防認知症対応型通所介護
短期入所療養介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防特定施設入居者生活介護
夜間対応型訪問介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
特定施設入居者生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
認知症対応型共同生活介護	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
介護医療院	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
地域密着型通所介護	

2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害福祉サービス	障害福祉サービス
居宅介護	自立生活援助
重度訪問介護	共同生活援助
同行援護	自立訓練(機能訓練)
行動援護	自立訓練(生活訓練)
重度障害者等包括支援	就労移行支援
短期入所	就労継続支援(A型)
療養介護	就労継続支援(B型)
生活介護	就労定着支援
施設入所支援	

3. 児童福祉法

障害福祉サービス	障害福祉サービス
児童発達支援	保育所等訪問支援
放課後等デイサービス	障害児入所施設
居宅訪問型児童発達支援	